

公益社団法人東京都看護協会 寄附金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都看護協会（以下「本会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 本会が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般寄附金

使途を特定せず受領する寄附金

(2) 使途特定寄附金

使途の特定を受けて、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 本会は、個人又は団体より一般寄附金を受領することができる。

2 一般寄附金は、その全額を本会の公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。

(使途特定寄附金)

第4条 本会は、個人又は団体より使途特定寄附金を受領することができる。

2 使途特定寄附金は、寄附者から付されている使途に従い使用し、または処分しなければならない。

(受領書の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、寄附者の求めに応じ、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、受領した寄附金の使用使途、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第9条 寄附金の受領が、下記各号に該当する場合又はおそれがあると判断する場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者とその寄附により、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受入に起因して、本会が著しく資金負担が生ずる場合

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められ、又は本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第10条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び別に定める個人情報保護に関する規定等に基づき、適切に管理しなければならない。

(補則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第13条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月20日から施行する。